一般廃棄物処理施設変更届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

届出者 名 称 代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、関係書類及び図面を 添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。

<u> </u>	般 廃	棄物	」処 理	捷	設の	設 置	の場	易所									
_	般廃	棄	物点	匹 丑	里 施	設(の 種	類									
届	Ļ	Ц	の		年	F,		月			年	月		Ħ			
変	一石綿理物	廃倉な	物処理物の利用を	重類	(当該 勿、基 合水銀	一般 準適 処理	廃棄合水										
更									変		更		前	変	更		後
の内	廃棄	物の	物 処 理 最 終 タ 般 廃 勇	ル分り	易であ	る場	合に	あっ)	時間時間		/日 (/時間)	時間時間
容	され	される場所の面積及び埋立容量)									可順 面積		m² m³		/時間 2面積 容 量		m² m³
	△ <u></u>	般廃 設	棄物处 置	処理力 に	施設の 関 す												
		般廃 る計	棄物如 画	ひ理力	施設の	管理											
変		更		<i>(</i>)		理		由									
着	エ		予	定	年		月	日			年	月		Ħ			
使	用	開	始	予	定	年	月	日			年	月		Ħ			
*	Ę	事	務		処	廷	<u> </u>	欄		_							

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記 2 入すること。 さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を 含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明ら かにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙若しく はばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物 質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第 35号)第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と 記載し、別紙を添付すること。 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。
- 6 知事が指定する部数を提出すること。